

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 370,345千円  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (171,691千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社会福祉	1	社会福祉事業	149,139	2,309	29,000	1,575	11,191	105,064
	2	高齢者福祉事業	105,799	3,187	9,844	0	7,300	85,468
	3	障害者福祉事業	1,110,923	815,452	0	0	21,200	274,271
	4	児童福祉事業	1,778,613	994,891	24,800	155,591	45,200	558,131
	5	包括支援事業	189,609	0	0	122,505	4,800	62,304
	6	重度心身障害者等医療給付事業	68,968	23,019	0	20,633	1,800	23,516
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	32,170	12,083	0	5,752	1,000	13,335
	8	子ども医療支給事業	95,710	24,655	0	40,011	2,200	28,844
社会保険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	466,529	115,203	0	193,094	11,400	146,832
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	417,099	73,156	0	0	24,700	319,243
	11	介護保険広域連合(繰出金)	428,642	0	0	0	30,800	397,842
保健衛生	12	保健衛生事業	83,879	0	0	63	6,000	77,816
	13	疾病予防事業	32,915	1,578	0	1,135	2,100	28,102
	14	母子保健事業	63,927	5,793	0	30,342	2,000	25,792
合計		5,023,922	2,071,326	63,644	570,701	171,691	2,146,560	